

広島県准看護師試験受験資格認定要領

この要領は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第4号の規定に基づく准看護師試験の受験資格に関して、広島県における資格認定の手続き及び審査方法について、准看護師試験実施要綱に定めるもの以外の必要事項を定める。

1 目的

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第4号の規定に基づく准看護師試験の受験資格に関して、広島県における資格認定の手続き及び審査方法を定める。

2 審査対象者

外国の看護師学校若しくは養成所（以下、「外国看護師学校養成所」）を卒業し、又は外国において看護師免許を取得した者のうち、広島県が実施する准看護師試験を受験しようとする者。ただし、厚生労働大臣が同法第21条第5号に基づき、看護師国家試験受験資格があると認定した者を除く。

3 審査方法

審査対象者が提出する申請書類により、審査対象者が日本の准看護師学校養成所を卒業した者と同等以上の知識及び技能を有する者であるか、「4」の認定基準に基づき審査を行う。

4 認定基準

以下の（1）から（7）までの基準をすべて満たしていること。

（1）外国看護師学校養成所の修業年限

ア 外国看護師学校養成所の入学資格

中学校卒業以上（修業年限9年以上）、又は同等と認められる者

イ 外国看護師学校養成所の修業年限

2年以上

ウ 外国看護師学校養成所卒業までの修業年限

1年以上、又は同等と認められる者

（2）教育科目の履修時間

履修時間の合計が1890時間以上で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）等に規定する基礎科目、専門基礎科目、専門科目及び臨地実習の時間数を概ね満たすこと。

（3）教育環境

日本の准看護師学校養成所と同等以上と認められること。

（4）当該国の判断

当該国又は州政府等によって正式に認められた外国看護師学校養成所であること。

（5）外国看護師学校養成所卒業後、当該国の看護師免許取得の有無

原則として取得していること。

（6）当該国の看護師免許を取得する場合の国家試験又はこれと同等の制度が確立されていること。

(7) 日本語能力

日本の中学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1の認定を受けていること。

5 必要書類

以下の書類を広島県健康福祉局医療介護人材課に提出すること。ただし、広島県以外の都道府県知事(関西広域連合長を含む。)が准看護師試験受験資格があると認定した者は、(15)に挙げる書類を提出すること。なお、受付期間は毎年5月1日から9月30日(締切日が閉庁日の場合はその直前の開庁日まで)とする。

(1) 広島県准看護師試験受験資格認定願(様式1)

(2) 本人確認書類

次のアからエまでの書類のうち、いずれか一つ

ア 住民票(申請前6か月以内に発行されたものに限る。)

本籍(外国籍の場合は国籍等)が記載されており、行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する「個人番号」が記載されていないもの。

イ 特別永住者証明書(写し)

ウ 在留カード(写し)

エ 戸籍抄本又は戸籍謄本(申請前6か月以内に発行されたものに限る。)

日本国籍を有する者に限る。

※ イ、ウについては、確認のため原本を持参すること。

※ 但し、申請書類提出時、出願時、受験時のみ日本へ入国する者の場合は、パスポートの原本を持参し、パスポートのコピーを提出すること。

(3) 医師の診断書(様式2)

日本の医師資格を有する者により、申請前1か月以内に発行されたものに限る。

(4) 外国で取得した有効な看護師免許証の写し

外国では日本の看護師免許に相当する資料が複数必要となる場合があるため、必要な書類は全て準備すること。

(5) 外国における資格試験の合格証書の写し、又は合格証明書

(6) 卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書の写し、又は卒業証明書

(7) 卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書の写し、又は学業成績証明書

(8) 卒業した外国看護師学校養成所で履修した科目ごとの教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類(教育課程、シラバス等)(当該施設長の証明のあるものに限る。

科目は講義と臨地実習の別がわかるように記載すること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。また、クォーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。)

(9) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号)別表4における科目と卒業した外国看護師学校養成所の履修した科目及び時間数の対照表(様式3)

ただし、本人又は学校により同等の書式で作成されたものでも可とする。(履修科目は、基礎科目、専門基礎科目、専門科目の別がわかるように記載すること。講義と臨地実習を区別すること。)

- (10) 卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書（卒業当時の状況を記載し、「 年 月 日時点」の日付もその当時のものであること。）（様式4）
- (11) 外国で外国看護師免許を取得した者にあつてはその根拠法令の関係条文の抜粋
- (12) 卒業した外国看護師学校養成所のパンフレット（当該国，又は州政府等によって正式に認可されたものであることについて示されているものに限る。）
- (13) 日本の中学校を卒業していない者の場合は，日本語能力試験N1認定書又は認定結果及び成績に関する証明書
- (14) 准看護師免許取得後，広島県内で就業予定であることの証明書（様式5）
- (15) 広島県以外の都道府県知事（関西広域連合長を含む。）が准看護師試験受験資格があると認定した者は，以下の書類を提出すること。
 - ア 上記（1）～（3）
 - イ 広島県以外の都道府県（関西広域連合長を含む。）准看護師試験受験資格に係る認定書の写し
 - ウ 上記（13）

<作成上の注意>

提出書類の部数は1部である。

- 1 (1)，(3)，(9)，(10)及び(14)は，所定の様式によること。
- 2 (9)は日本語で記載すること。
- 3 (10)は卒業当時の状況を記載すること。ただし，他の書類により相当する内容を証明できる場合，省略可能である。
- 4 添付書類のうち外国語で記載されているものは，すべて日本語訳を添付すること。
- 5 (4)～(8)及び(10)～(12)については，提出書類と日本語訳両方を，公的な機関（当該国の大使館，領事館，外務省等）において真実である旨の確認を受け，その証明を併せて提出すること。注意：当該国の大使館，領事館とは，外国に所在する日本国の大使館及び領事館ではない。
- 6 (4)～(7)及び(13)，(15)のイ及びウの書類については，各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する。）
- 7 認定申請は必ず本人が行うこと。郵送，代理による申請は受理しない。
- 8 外国で取得した書類が，当該国で登録している氏名（以下，登録名という）で作成されており，それが，5(4)の看護師免許証の標記と異なる場合は，旅券により登録名を証明することとなる。その際は，提出書類とともに旅券の写しを提出すること。

<申請時の注意>

- 1 書類申請の際は，必ず事前予約を行うこと。予約をせずに来庁した場合，対応出来ないで注意すること。
- 2 5月1日から9月30日（締切日が閉庁日の場合はその直前の開庁日まで）の期間で申請を受け付ける。時期によっては申請が集中して希望の日時に申請を受け付けられないことがあるため，早期での申請を勧める。書類に不備があった場合は再提出が必要となるが，再提出であってもその期限は前述した日になるので注意すること。
- 3 申請前には必ず申請書類に不備がないか確認すること。事前の確認ができていない場合，対応できないので注意すること。

- 4 申請書類以外に、写真付きの身分証明書（日本国の公的機関が発行した書類）を持参すること。
- 5 申請前にチェックリストを用い、自身で書類がそろっていることを確認すること。

附則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成29年6月26日から適用する。

附則

この要領は、令和3年6月30日から適用する。